

裁 決 書

審査請求人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○

処 分 庁 帯広市長 米沢 則寿

行政不服審査法第44条の規定に基づき、審査請求人○○○○が平成29年8月22日付けで提起した処分庁帯広市長による、帯広市税条例第33条の3第3項に基づく、平成29年度給与所得等に係る市民税・道民税特別徴収額の決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事実の概要

- 1 平成28年2月及び同年10月に、審査請求人は、それぞれ1件ずつ、合計○○○○○円のふるさと納税寄附を行った。
- 2 平成29年2月2日に、審査請求人は、ふるさと納税に係る寄附金控除の適用を受けるため、帯広税務署において所得税の確定申告を行った。
- 3 平成29年5月15日に、処分庁は、帯広市税条例第33条の3第3項の規定に基づき、平成29年度市民税・道民税特別徴収額を決定し、特別徴収義務者に通知した。
- 4 平成29年6月21日に、審査請求人は、平成29年度の市民税・道民税に係る源泉徴収額を認識した。
- 5 平成29年8月22日に、審査請求人は、確定申告を行った場合であっても、ふるさと納税ワンストップ特例制度（以下「ワンストップ制度」という。）を利用した場合と同等の寄附金控除額となるべきであり、本件処分は不当であるとして、帯広市長に対して本件請求を行った。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求書による審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分が不当であるとして、本件処分の取消しを求めている。

#### (1) 審査請求に至った経緯について

ふるさと納税においては、寄附金から2,000円を控除した金額が、税額から控除されるはずである。そのため、本件処分においても、〇〇〇〇〇円の寄附額から2,000円を控除した残りの〇〇〇〇〇円が、税額から控除されると認識していた。

しかし、本件処分における税額控除額が、認識していた〇〇〇〇〇円から約5,000円も少額であった。

帯広市総務部市民税課窓口において問い合わせたところ、ワンストップ制度を利用した場合には税額控除額が〇〇〇〇〇円であったが、確定申告を行ったことにより税額控除額が〇〇〇〇〇円となったとのことであった。

#### (2) 本件処分が不当であると主張する理由について

審査請求人は、寄附先によっては申告特例通知書の送付を求めても受理したことの通知が届かない自治体があること及び郵便事故等により寄附先に申請書が届かないおそれがあることを考慮し、確定申告を選択した。

必ずしも税額控除額が〇〇〇〇〇円とならないことは理解していたが、約5,000円も税額控除額が減額されることは制度上の瑕疵があるものと考えた。

本件処分において、帯広市が国税における還付額を把握し、ふるさと納税寄附に関する税額控除額を調整することは可能であり、調整をせずに行われた本件処分は不当であると考え、本件審査請求を行ったものである。

### 2 弁明書による処分庁の主張

処分庁は次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

#### (1) 規定の定めについて

確定申告を行った者は、ワンストップ制度の適用が受けられないことが、地方税法附則に規定されている。また、地方自治体において各個人の申告内容を全て把握した上で総合的に課税内容を精査し、個人の寄附額から税額控除額を算定し調整することまでは、条例上行うべき措置としても求められていない。

## (2) 調整する権限の有無について

ワンストップ制度を利用した場合の特例控除額は地方税法に基づき算出するものであり、確定申告を行った場合の寄附金控除額は所得税法に基づき算出されるものである。ともに法律で算出方法が規定されており、かつ双方の控除額を調整できるとする規定は存在しない。よって、帯広市において法定の税額控除額を調整することはできない。

## 3 反論書による審査請求人の主張

処分庁の弁明に対して、審査請求人は、次のとおりに主張している。

### (1) 制度周知の不足について

ふるさと納税における寄附金控除を受ける方法は、確定申告によるものと、ワンストップ制度を利用するものとの2つがあり、納税者に知識がなければ、本件のように税額控除額に差が生じてしまう結果となる。制度の周知が不十分であり、市のホームページにも、確定申告を行った場合とワンストップ制度を利用した場合とで、税額控除額に差が生じる事例があることを掲載すべきである。

### (2) 国への申し入れの必要性について

帯広市は、国に対して、本件審査請求があったこと及び確定申告を行った場合とワンストップ制度を利用した場合とで税額控除額に差異が生じた場合に、地方自治体が救済措置を講ずることができるよう規定を整備すべきことについて、申し入れられるべきである。

## 理 由

### 1 前提となる事実

審理関係人間に争いのない事実及び本件記録によれば、次のとおりの事実が認められる。

#### (1) 審査請求人は、本件において、ふるさと納税による寄附金税額控除の適用を受ける方法として確定申告の方法によっている。

即ち、ふるさと納税における寄附金税額控除を受ける方法は、確定申告によるものとワンストップ制度によるものの2つの方法がある。寄附金税額控除を受けるためには、原則として確定申告を行う必要があるものの、この例外として、確定申告を行わなくても寄附金税額控除を受けることができる仕組みとして平成27年度に創設されたのがワンストップ制度である。

ワンストップ制度の適用を受けるためには、地方自治体に寄附金を支出する際に、寄附金を受領する地方自治体に寄附者の住所所在地の長へ申告特例通知書を送付することを求める必要がある。これにより改めて確定申告を行うことが不要となるが、本件においては、審査請求書にも記載のとおり、この申告特例通知書の送付が求められていない。そこで、本件処分における寄附金税額控除額は、原則のとおり確定申告による方法の算出根拠に基づき算出されることになる。

このため、本件の税額控除額は、寄附金税額控除額〇〇〇〇〇円及び所得税寄附金控除額〇〇〇〇〇円の合計〇〇〇〇〇円である。

これに対して、審査請求人がワンストップ制度を利用したものとした場合の税額控除額は、寄附金税額控除額〇〇〇〇〇円及び申告特例控除額〇〇〇〇〇円の合計〇〇〇〇〇円であると算出される。本件では、ワンストップ制度を利用すれば、確定申告を行った場合と比べて4,968円高い控除金額となるものであり、その意味では、審査請求人は、その立場からすれば、ワンストップ制度を利用する方法を選択しておけば、確定申告による方法に比べて有利であったということとなる（なお、ワンストップ制度を利用することができる要件については地方税法附則第7条に定めがあるが、ここではそれ以上に立ち入らないこととする。）。

以上について、処分庁の計算結果は、所得税法や地方税法に基づくものであり、その算出においては違算は認められない。

- (2) 審査請求人は、本件において、両方法（確定申告による方法とワンストップ制度による方法）での算出結果の差額が発生するという事実自体はこれを前提としている。実際のところ、審査請求人の審査請求書によれば、本件での寄附金税額控除額としては寄附金〇〇〇〇〇円から2,000円を控除した〇〇〇〇〇円と認識していたというのであり（2,000円は適用下限額として寄附金税額控除の対象外ということでも一般的にも知られている金額である。）、ワンストップ制度による方法に基づく算出結果はそれに限りなく近い金額である。

## 2 争点

そこで、審査請求人が問題としているのは、寄附金の金額（本件では〇〇〇〇〇円）は同一であるのに、寄附金税額控除額を受けるための両方法によって差額が生ずることの相当性であると解される。

### 3 法に基づき算出された寄附金税額控除額を市が調整することの可否について

審査請求人は、確定申告による場合とワンストップ制度による場合とで寄附金税額控除額に大きな差が生じる場合には、差が生じることについて帯広市が事前に把握し、寄附金税額控除額を調整すべきであり、調整せずに行われた本件処分は不当であるとして、本件審査請求を行っている。

そこで、判断するに、ふるさと納税における寄附金税額控除額の算出方法については全て法律において規定されている。そして、各地方自治体が寄附金税額控除額を調整できるという規定は存在しない。また、かかる調整規定は存在しないものの、解釈上調整の裁量を容れることの可否という点については、その余地もないというべきである。なぜなら、上記のとおり、ふるさと納税における寄附金税額控除額の算出方法については全て法律において規定されている上、納税者は自らの収入状況を把握していることが前提であり、そこで、寄附金税額控除額を受けるための2つの方法のうち、いずれかを選択することができること、そもそもワンストップ制度による方法を導入した際に確定申告による方法との特段の調整規定を設けていないことが解釈上もその余地はないことと考えられること、仮に解釈により調整を認めるとした場合であってもその手続的根拠規定も欠くこと、更にいえば、両方法によって常に必ず差額が生ずるというわけではないことと解されるからである。

従って、寄附金税額控除額を算出する上で、地方自治体に事前に調整するといった裁量の余地はなく、地方自治体は法に規定されている方法に基づいて寄附金税額控除額を算出し税額を決定するほかはないものである。

以上のことから、審査請求人が求める事前の調整はこれを行う余地はなく、処分庁が寄附金税額控除額を調整せずに本件処分を行ったことが不当であるとする主張は理由がない。

### 4 制度の周知及び国への申し入れについて

審査請求人は、反論書において、市のホームページにも、確定申告を行った場合とふるさと納税ワンストップ特例制度を利用した場合とで、税額控除額に差が生じる事例があることを掲載すべきであること、及び確定申告を行った場合とワンストップ制度を利用した場合とで税額控除額に差異が生じた場合に地方自治体が救済措置を講ずることができるよう規定を整備すべきことについて、申し入れるべきであることを主張している。この2点については、これらの主張をもって本件処分が不当であると判断する理由はないものである。

## 結 論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成30年4月24日

審査庁 帯広市長 米沢 則寿

## 教 示

- 1 この裁決については、この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、帯広市を被告として（訴訟において帯広市を代表する者は、帯広市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、審査請求の対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、帯広市を被告として（訴訟において帯広市を代表する者は、帯広市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 上記期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。